

災害発生時等における警察内線電話の発着信規制実施要領 の制定について

(平成 20 年 2 月 29 日例規第 21 号)

警察電話における災害発生時等の非常措置については、静岡県警察電話の運営に関する訓令（平成 19 年県本部訓令第 1 号、以下「訓令」という。）に基づき実施しているところであるが、訓令第 12 条に基づき非常措置の内容、実施手続等について、別添のとおり「災害発生時等における警察内線電話の発着信規制実施要領」を定めたので通達する。

なお、災害発生時等における警察内線電話の発着信規制実施要領の制定について（昭和 55 年甲通達警第 1 号）は、廃止する。

別添

災害発生時等における警察内線電話の発着信規制実施要領

第 1 目的

天災、事変その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じ、若しくは生じる恐れがある場合には、重要な施設の疎通を確保するため、関東管区警察局静岡県情報通信部長（以下「情報通信部長」という。）と連携を取り、内線電話機からの不急通話の発信又は発着信を一時的に停止する措置（以下「電話の発着信規制」という。）を講じる必要があり、この場合における手続等について定めることを目的とする。

第 2 電話の発着信規制実施者

電話の発着信規制の実施者（以下「規制実施者」という。）は、本部長が指定する次の者とする。

- (1) 県本部庁舎所属（県本部のうち、県本部分館及び清水分庁舎の所属、運転免許課、機動隊並びに学校（以下「県本部分館等所属」という。）を除く。以下同じ。）の電子交換機に接続されている電話機については、県本部総務課長
- (2) 県本部分館等所属及び署の電子交換機に接続されている電話機については、当該各所属長

第 3 規制の基準

電話の発着信規制の実施基準は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

第 4 実施方法

- (1) 規制実施者は、電話の発着信規制を実施し、又は解除する時期について、情報通信部長と密接な協調の下に、実施するものとする。
- (2) 規制実施者は、電話の発着信規制を実施し、又は解除した場合には、その旨を庁内放送等により、速やかに職員に周知徹底するものとする。

- (3) 県本部庁舎所属において電話の発着信規制を実施する必要がある場合には、原則として一括して行うこととし、その解除は、電話のふくそう状況などを考慮しながら段階的に行うものとする。

第5 留意事項

- (1) 規制実施者は、第3に定める規制の基準が常に実態に即したものであるか否かを常に見直しするとともに、当該規制の基準に基づき適切に運用するものとする。
- (2) 職員は、電話の発着信規制が実施されている間に発信する場合は、警察職務の遂行上急を要し真に止むを得ないときなど、必要最小限にとどめるものとする。また、こうした場合であっても通話内容を極力簡潔にし、通話時間の短縮に努めなければならない。

別表1

内線電話機の規制実施基準（県本部庁舎所属）

分類		電話機種別
発着信規制を行わないもの	第1種内線電話機	(1) 公安委員、本部長、部課長等、主任監察官、監察官、理事官、管理官等及び次席等の電話機 (2) 災害警備本部、緊急事態対策課、通信指令室、照会センター、交通管制センター等の電話機 (3) 当直用電話機 (4) 災害連絡に必要な部外使用電話機 (5) その他災害警備担当の電話機など特に必要と認められた電話機
発着信規制を行うもの	第2種内線電話機	(1) 補佐等以下の電話機のうち、災害警備に関し、必要度の高い電話機及び業務上欠くことのできない重要な電話機 (2) 係の電話機の1/3
	第3種内線電話機	(1) 係の電話機の2/3（ただし、第2種内線電話機に指定しているものは除く。） (2) 部外使用電話機（ただし、第1種内線電話機に指定しているものは除く。） (3) その他第1種及び第2種内線電話機に指定していない電話機

別表 2

内線電話機の規制実施基準（県本部分館等所属及び署）

区分	分類		電話機種別
県本部分館等所属	発着信規制を行わないもの	第1種内線電話機	(1) 部課長等、理事官、管理官等及び次席等の電話機 (2) 補佐等以下の電話機のうち、業務上特に必要と認められる電話機及び学校の各課長の電話機 (3) 災害警備本部、通信機械室等の電話機 (4) 当直用電話機 (5) 災害連絡に必要な部外使用電話機 (6) その他業務遂行上、特に必要と認められる電話機
	発着信規制を行うもの	第2種内線電話機	(1) 部外使用電話機（ただし、第1種内線電話機に指定しているものは除く。） (2) その他第1種内線電話機に指定していない電話機
署	発着信規制を行わないもの	第1種内線電話機	(1) 署長、副署長・次長、地域官等、各課長の電話機 (2) 災害警備本部、通信機械室等の電話機 (3) 交番等の電話機 (4) 警察署当番用電話機 (5) 災害警備に関連する業務を担当する係の電話機 (6) その他業務遂行上、特に必要と認められる電話機
	発着信規制を行うもの	第2種内線電話機	(1) 部外使用電話機（ただし、第1種内線電話機に指定しているものは除く。） (2) その他第1種内線電話機に指定していない電話機